

家庭でのごみ燃やしは 禁止されています

「ごみ」は燃やさずに、きちんと分別して所定の集積所へ出すか、東白クリーンセンター（東白衛生組合）へ、直接搬入してください。

ダイオキシン類の発生を抑えるために、ご理解とご協力をお願いします。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、規定の焼却炉以外での廃棄物の焼却は禁止されています。

違反した場合は罰則（５年以下の懲役若しくは１，０００万円以下の罰金又はこの併科）の対象となります。

【例外行為について】

農家等が行う稲わら等の焼却や害虫駆除、一時的に出される少量の剪定枝や落ち葉等の焼却は、例外として認められていますが、煙や臭いで周辺住民に迷惑をかけてしまうと改善命令の対象となりますのでご注意ください。

- ・ 時間帯、風の向きや強さに気を付けてください。
- ・ 草や枝はよく乾かし少量ずつ短時間で燃やすなどの方法で、迷惑にならない量にしてください。
- ・ 住宅の近くでは焼却しないでください。
- ・ 近所の理解を得て迷惑にならないよう配慮をしてください。



【お問い合わせ】

棚倉町役場 住民課 消防環境係 ☎0247-33-2116